

### 第3章 消防力等の整備計画

(趣 旨)

この計画は、消防力の現勢を把握し、国が示す消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号、改正・平成17年6月消防長告示第9号）等に基づき、人員及び施設の増強等について定めるものとする。

#### 第1節 消防力等の現況

(消防力の基準と現況)

第1 消防力の基準と現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防団員の現況)

第2 消防団員の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防水利の現況)

第3 消防水利の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防機械の現況)

第4 消防機械の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

(消防団施設の現況)

第5 消防団施設の現況は、次のとおりである。

別資料編による。

#### 第2節 消防力等の増強及び更新

(消防団員の任命等)

第1 消防団員の任命等については、消防組織法第22条及び第23条並びに遠野市消防団に関する条例によるものとし、その取扱いについては次によるものとする。

新任消防団員の任用は、地元消防団の推薦により任用促進を図るものとする。

(消防力整備計画)

第2 消防機器、消防水利の整備については、次により行うものとする。

(1) 通信指令機器の整備は、別に定める遠野市消防本部通信指令機器更新計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(2) 車両整備は、別に定める遠野市消防車両更新計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(3) 消防機器の整備は、別に定める救急救助資機材更新整備計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(4) 消防水利の整備は、別に定める遠野市消防水利整備計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。

(消防器具置場等整備計画)

第3 消防資機材の保管及び消防団員詰所並びに地域住民の消防防災活動の拠点施設、地域防災の自

主的活動の場として、消防屯所及びコミュニティ消防センターの整備を図るものとする。

施設整備計画については、別に定める消防施設更新計画に基づいた遠野市総合計画実施計画によるものとする。